

別記1（第5条第2項関係）

サービス付き高齢者向け住宅の面積の基準等の取扱いについて

（目的）

第1 この指針は、大分県内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅（政令市及び中核市の市内において設置運営されるものを除く。）の登録に関し、規模の基準等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（面積の計測方法等）

第2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第8条の居住部分の床面積は、壁芯で計測し、水洗便所、洗面設備等の設備に係る面積及びパイプスペース並びにメーターボックスを含むものとする。

2 共同省令第8条の、居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは、共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（入居者等が必要な時間に自由に利用できる部分であり、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者等と共同で利用する部分、専らサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が使用する部分は含まない。）の面積の合計を25平方メートルに満たない居住部分の数で除した面積と、各居住部分の面積を合算した面積がいずれも25平方メートル以上となる場合とする。

（共同利用の設備）

第3 共同省令第9条ただし書きの、共用部分に共同して利用するための適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは、それら共同して利用するための設備について、入居者等が必要な時間に自由に利用できる環境にある場合とする。